

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の
一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 22 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用
される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 28
号）」が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、那覇市固定資産税の課税
免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、令和 7 年
4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分し
たので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

那覇市長 知念 寛

件名 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。 (情報通信産業振興地域における課税免除) 第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、沖振法	(観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和9年3月31日</u>までの間に、沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。 (情報通信産業振興地域における課税免除) 第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和9年3月31日</u>までの間に、沖振法

第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの)(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。))にあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。))に限る。))の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。))について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免

第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。))の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。))について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

除する。

(産業イノベーション促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課

(産業イノベーション促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和9年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課

税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、沖振法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第42条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又は当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和9年3月31日までの間に、沖振法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、沖振法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第42条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又は当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条から第6条までの規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。